

## 県庁舎の再整備における課題



平成27年2月26日

岐阜県

## <目 次>

- I 岐阜県庁舎再整備の手法
- II 岐阜県庁舎の位置に関する検証
- III 県庁舎周辺県有施設の現状と課題
- IV 県庁舎再整備における敷地利用・施設配置のあり方

# I 岐阜県庁舎再整備の手法

## ■ 第1回検討委員会の論点整理

### □ 県庁舎の役割、備えるべき機能・構造

役 割	備えるべき機能・構造	
県政の拠点	①働きやすい執務環境 ③環境への配慮	②経済性の確保 ④セキュリティの確保
危機管理の拠点	⑤耐震性、安全性の確保	⑥災害対策拠点
県民交流の拠点	⑦ユニバーサルデザイン	⑧親しみやすい空間

### □ 県庁舎の現状・課題

老朽化	室内環境の悪化、維持管理コストの増大
狭隘化	執務室が手狭、会議室・個人情報取扱業務スペースの不足、展望スペース等の廃止
耐震性 安全性	災害対策拠点としての耐震性不足、アスベスト含有建材の使用
その他	バリアフリー化・再生可能エネルギー導入の限界

## ■ 主な意見

- ・快適に働ける場
- ・県民に開かれたスペースであると同時に、セキュリティをしっかりと確保
- ・災害対策用スペースの充実、耐震化、非常用電源等の整備、迅速な危機管理体制を可能にする施設
- ・バリアフリーの推進
- ・効率よく運営できる庁舎
- ・国際化への対応（同時通訳、迎賓機能）
- ・アクセスの検討
- ・駐車場の立体化等による集約

## ■ 現庁舎の課題に対する対策と問題点

現庁舎の課題		課題解決のための対策(改修)	問題点
老朽化		・内外装や設備等のリニューアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造躯体の寿命は延びない</li> <li>・仮庁舎の建設、仮移転しながらの工事が必要</li> <li>・工事中の騒音・振動が大きい</li> <li>・多くの費用と時間が必要</li> </ul>
耐震性 安全性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現庁舎の耐震(免震)化</li> <li>・アスベストの除去</li> </ul>	
狭隘化		・庁舎の増築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築する庁舎の用地の確保</li> <li>・庁舎の分散化</li> </ul>
その他	バリアフリー ユニバーサルデザイン	・多目的トイレ、オストメイト用トイレの整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の構造上の制約による限界</li> </ul>
	環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電、雨水利用、屋上緑化の導入等</li> </ul>	
	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティレベルに応じたレイアウト変更</li> <li>・ICカード等の導入</li> </ul>	

## ■ 県庁舎再整備の手法

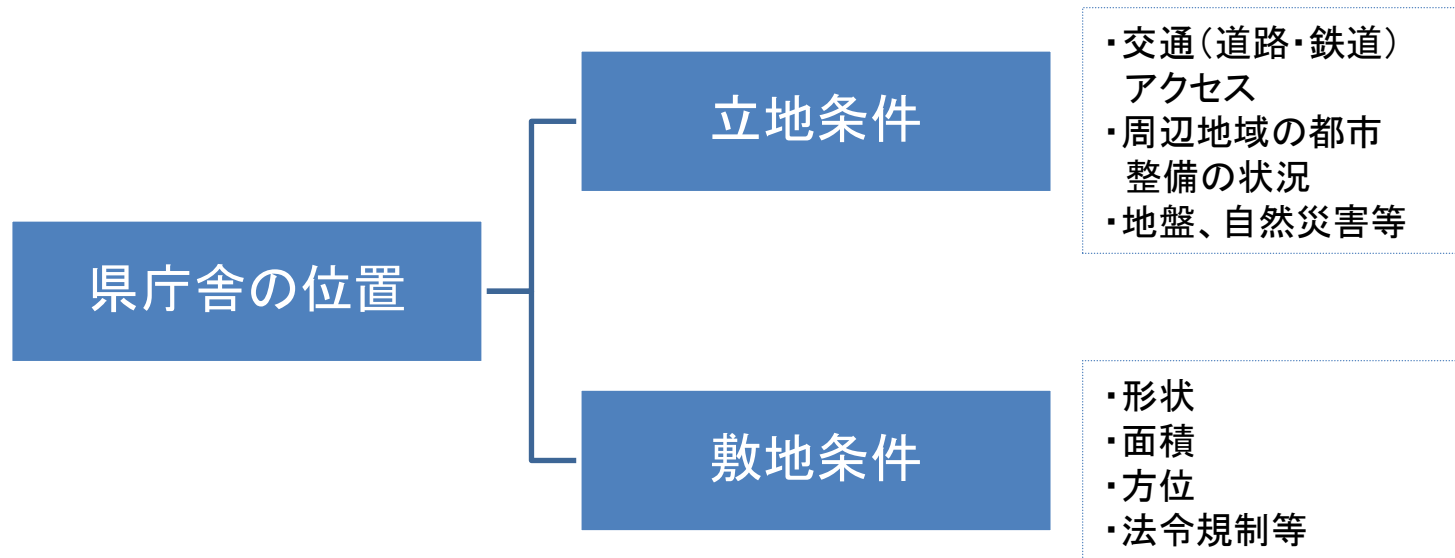
### □ 「現県庁舎の改修」と「新県庁舎への建替え」の比較

	改修	建替え
概要	現庁舎の耐震(免震)化、 内外装や設備等のリニューアル	新庁舎への建替え
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期投資は安い</li> <li>・近い将来、再度建替えの検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期投資は高い</li> <li>・新庁舎は長期的な使用が可能</li> </ul>
行政サービス ・業務への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮庁舎への移転が必要</li> <li>・工事中の騒音・振動が大きい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮庁舎への移転が不要な計画可</li> <li>・工事中の騒音・振動が小さい</li> </ul>
各問題の解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の構造上の制約による限界</li> <li>・増築した場合、庁舎の分散化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根本的な解決が可能</li> </ul>

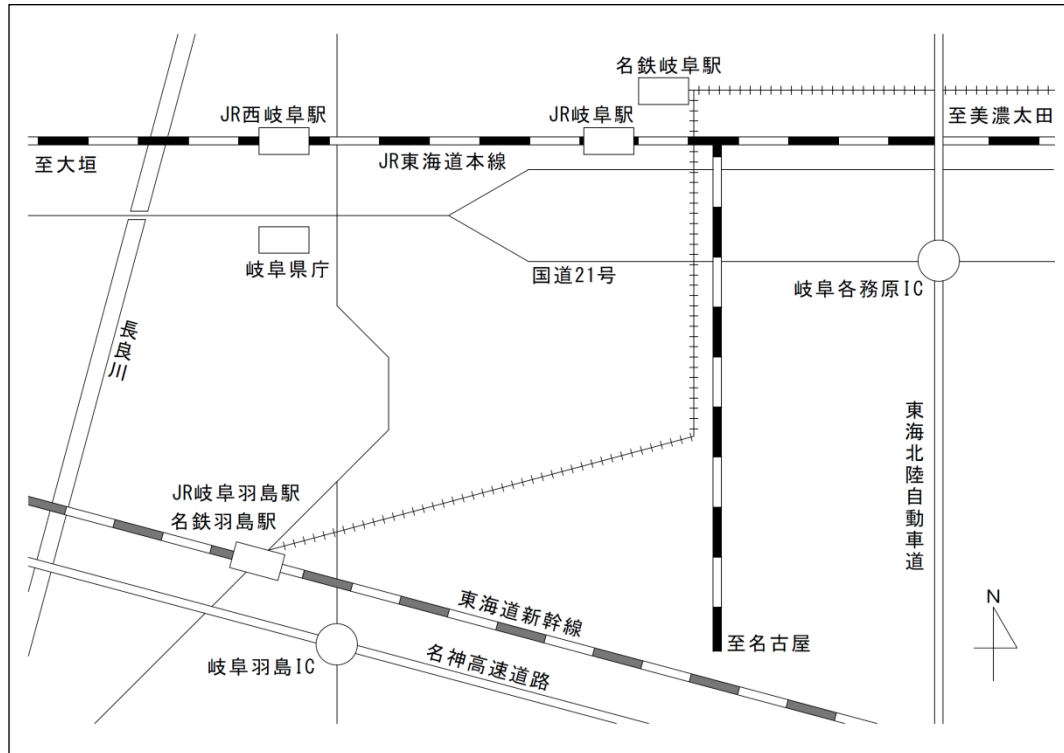
## Ⅱ 岐阜県庁舎の位置に関する検証

### ■ 県庁舎の位置の条件

県庁舎は県政・危機管理・県民交流拠点としての役割を担う  
→ 県庁舎の位置は、様々な条件に優れることが重要



## ■ 立地条件1(交通(道路・鉄道)アクセス)



### 【公共交通機関】

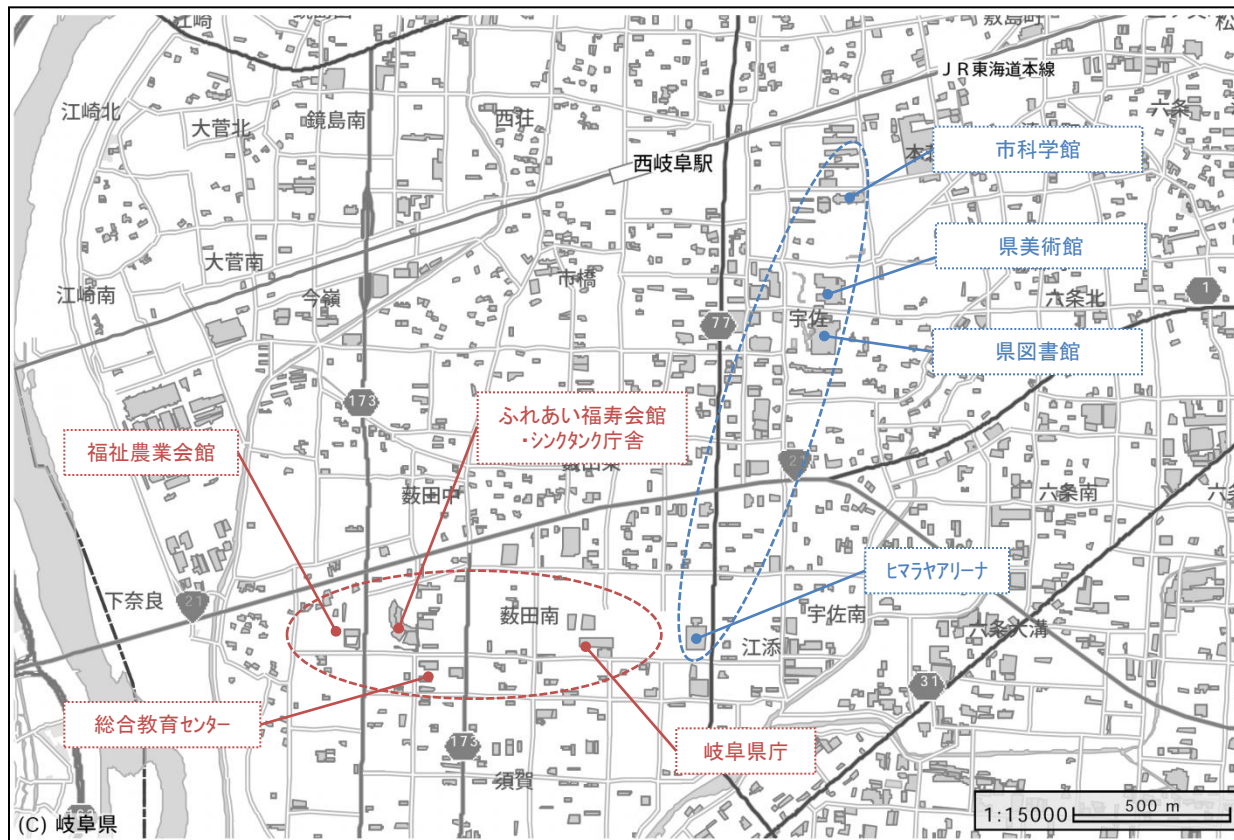
- ・JR西岐阜駅からバスで約10分
- ・JR岐阜駅からバスで約20分
- ・新幹線岐阜羽島駅からタクシーで約20分

### 【自動車】

- ・主要幹線道路に接し、主要都市を結ぶ中核地点
- ・名神高速道路 岐阜羽島ICから約20分
- ・東海北陸自動車道 岐阜各務原ICから約20分



## ■ 立地条件2(周辺地域の都市整備の状況)



- ・周辺地域は、多くの商業施設や住宅の建設が進み、都市機能が充実
- ・藪田南地区周辺は、行政施設や公的団体の本部が集中
- ・藪田南から宇佐地区にかけて、文化・スポーツ施設が立地

## ■ 立地条件3(地盤、自然災害)

### □ 地震について

#### ○ 想定される巨大地震の震度(岐阜市内)

- ・「養老－桑名－四日市断層帯」の内陸直下型地震 → 震度6強
- ・相模・駿河・南海トラフ沿いの海溝型巨大地震 → 震度6弱

[岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査(H23～24年度)報告書]

#### ○ 地震による地盤の液状化について(県庁舎敷地内)

- ・液状化の要因となりうる砂質土は、層厚が薄く、比較的深い層に存在  
→ 液状化を生じる危険性は小さい

[現県庁舎及び警察本部庁舎建設の際のボーリング調査(S39年、H12年)結果]

□ 洪水について

- ・長良川氾濫時に2m未満の浸水被害を想定(長良川浸水想定区域内)

[H23.3.7国土交通省中部地方整備局告示第31号]

- ・現在県庁舎1階の電気・機械室、書庫等に浸水対策用の止水板を設置

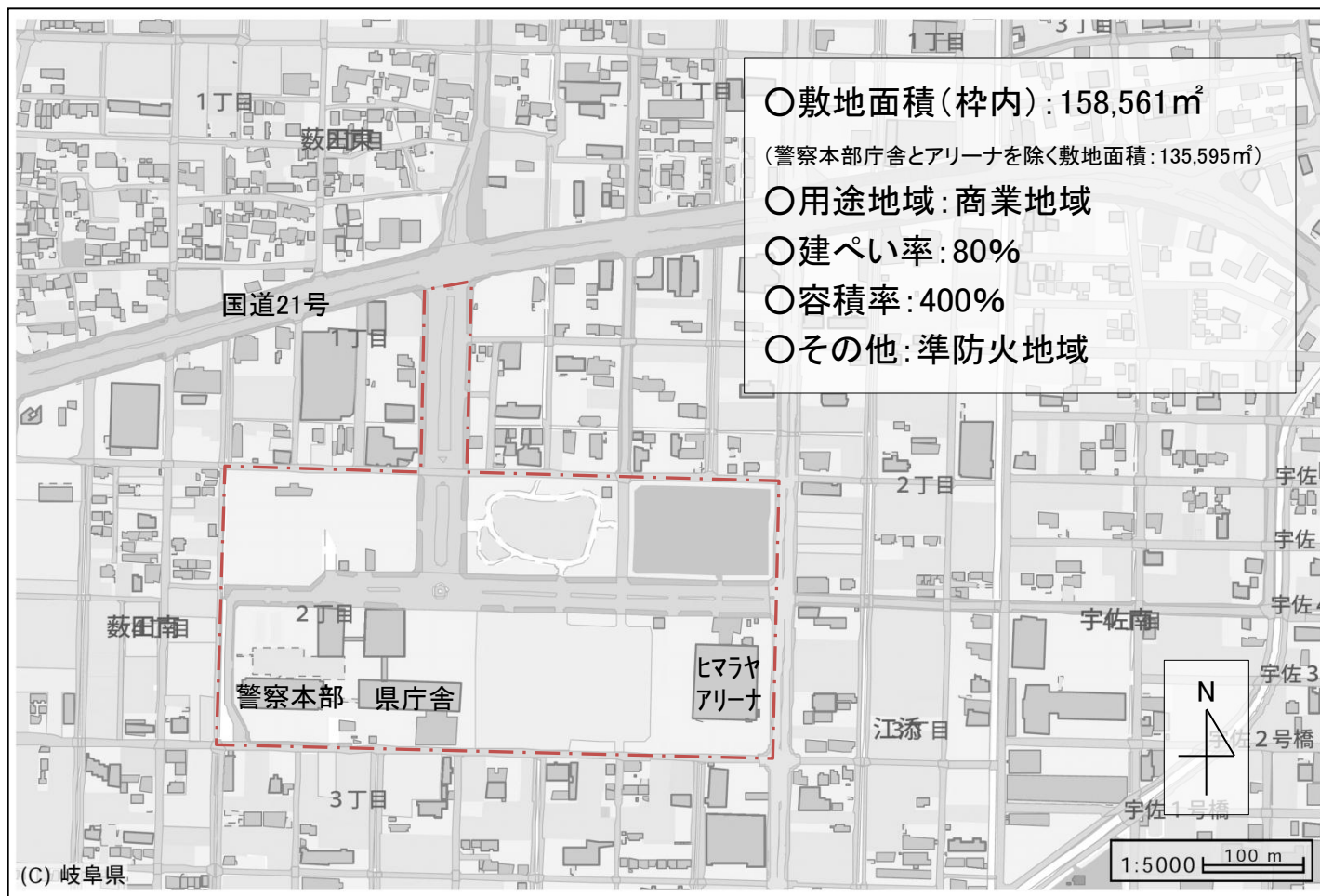


9. 12豪雨災害時(昭和51年)



止水板(1F書庫)

■ 敷地条件(形状・面積・方位・法令規制)



□ 敷地条件の特徴

- ・県庁舎の敷地としては、全国最大級の広さ

⇒敷地利用の汎用性が高い

⇒再整備のための工事スペースの確保が容易

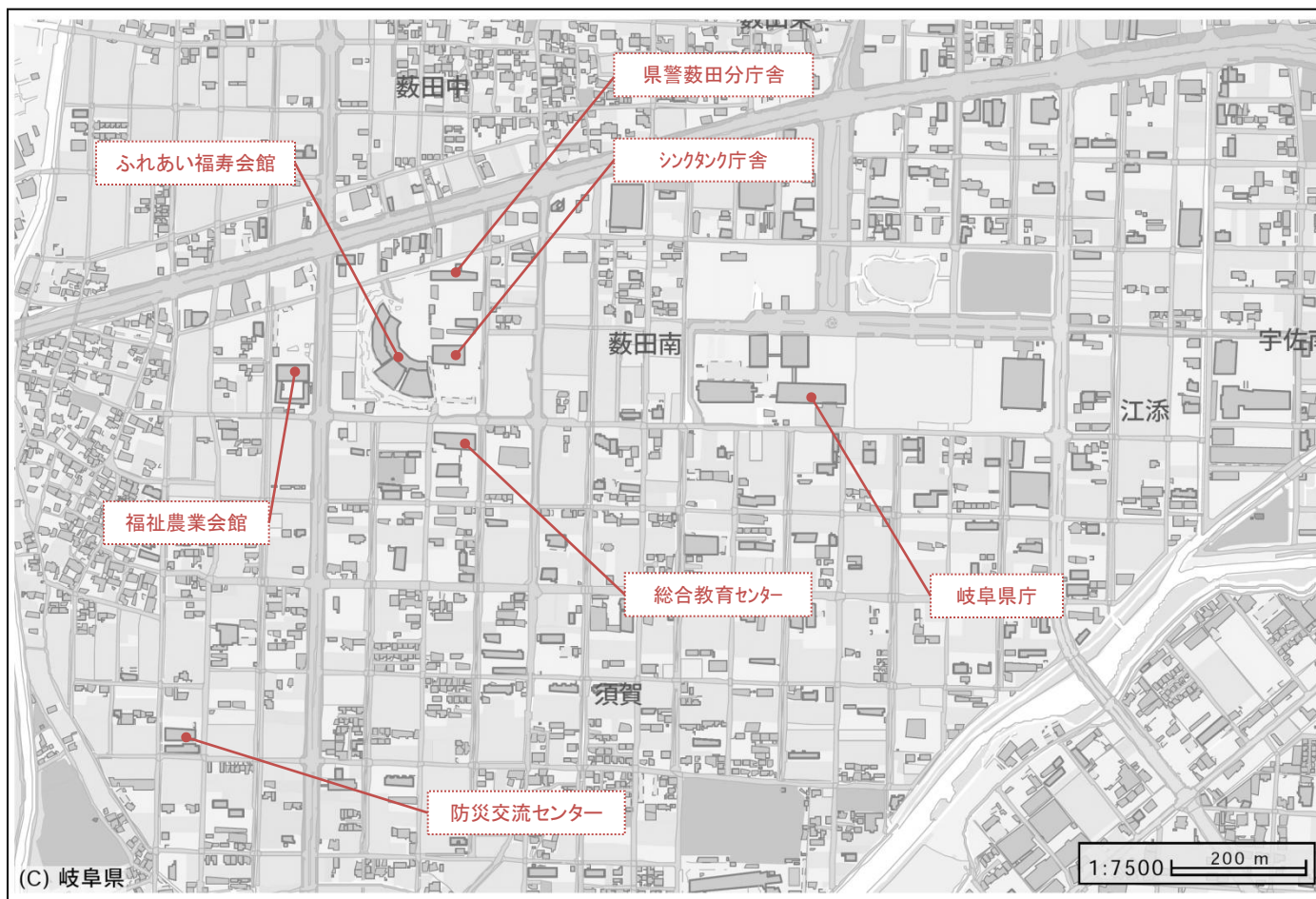
□ 駐車場の状況

- ・職員駐車場、来庁者駐車場共に余裕のない状態

- ・再整備の工事により、駐車場不足が懸念

⇒再整備の内容・方法や公共交通機関の利用促進の検討が必要

### Ⅲ 県庁舎周辺県有施設の現状と課題



- ・ 築後相当年数が経過、県機関、関係団体が多数入居
- ・ 第1回検討委員会で、県庁舎周辺施設の機能集約等について意見有
- ・ 各施設毎に現状と課題を整理し、対応方針の検討が必要

## ■ 各施設の現状

### □ シンクタンク庁舎

#### ア 施設の役割・機能

- ・県の会議室、倉庫、書庫など県庁舎の補完施設
- ・県機関1、県関係団体35※が入居

※ うち14団体は、岐阜総合庁舎廃止に伴い入居

県庁舎(会議スペース等)の補完的役割から、関係団体等の入居スペースへと変貌

#### イ 建物・設備機器の状況

- ・H27年度耐震工事予定
- ・築40年経過



□ 総合教育センター

ア 施設の役割・機能

- ・教育研修・相談支援施設及び  
教育庁舎

イ 建物・設備機器の状況

- ・H27年度第1棟耐震工事予定（H23年度第2棟済、第3棟耐震性有）
- ・築38～45年経過





## □ ふれあい福寿会館

### ア 施設の役割・機能

- ・県民のふれあいと交流の促進、  
県民文化の発展のための施設
- ・貸会議室、研修施設、音楽ホール
- ・県機関9※、県関係団体29が入居

※ うち6機関は岐阜総合庁舎廃止に伴いH24年12月に入居



### イ 建物・設備機器の状況

- ・築21年経過

## □ 福祉・農業会館

### ア 施設の役割・機能

- ・補装具の展示、福祉相談等のため  
並びに社会福祉及び農業に関する  
集会等のための施設
- ・県機関4※、福祉団体19、  
農業団体5が入居

※ 平成29年度末までに全て転出予定

### イ 建物・設備機器の状況

- ・耐震性有(平成7年実施の耐震診断結果)
- ・築34年経過



## □ 防災交流センター

### ア 施設の役割・機能

- ・県民の防災知識の向上を図るための展示及び研修を行う施設
- ・消防防災関係者等の研修
- ・県庁舎の各種情報システムのサーバー設置
- ・大規模災害に備えた食料等の備蓄
- ・大規模災害時の県庁舎のバックアップ施設



### イ 建物・設備機器の状況

- ・築15年経過

## □ 県警藪田分庁舎

### ア 施設の役割・機能

- ・災害等有事の活動拠点、警察音楽隊の練習拠点、警察本部分庁舎



### イ 建物・設備機器の状況

- ・H28年度 分庁舎2耐震工事予定(H8～9年度 分庁舎1・機動隊庁舎済)
- ・築34～42年経過
- ・一部国有財産

## ■ 施設における課題

### □ 共通事項

#### ①建物・設備機器の老朽化

- ・建物又は設備機器の老朽化の状況に応じ、当面は予防保全の考え方を取り入れた維持修繕・更新を計画的に実施し、長寿命化の推進が必要
- ・シンクタンク庁舎、総合教育センター、福祉・農業会館、県警薮田分庁舎については、中長期的に、耐用年数や維持管理に要する経費等を総合的に勘案して、建替えの検討が必要

#### ②施設の狭隘化

- ・入居機関・団体の増加、行政需要の増大により、執務スペースが狭隘化している、ふれあい福寿会館、県警薮田分庁舎について、解消策の検討が必要
- ・駐車スペース、駐車場の配置について検討が必要

□ 個別事項

①シンクタンク庁舎

- ・岐阜総合庁舎廃止に伴い14団体が入居したため、県庁舎各機関が使用する会議室が大幅に減少し、県庁舎の補完施設という機能から、各種多様な関係団体の入居スペースへと移行している中、県としての施設のあり方について検討が必要

②ふれあい福寿会館

- ・岐阜総合庁舎廃止に伴い、県機関が入居しているが、来庁者の利便性や執務空間の機能性・効率性を検証し、当該機関の転居も含めた検討が必要

③福祉・農業会館

- ・県機関の転出に伴う空きスペースの利用方針の検討が必要

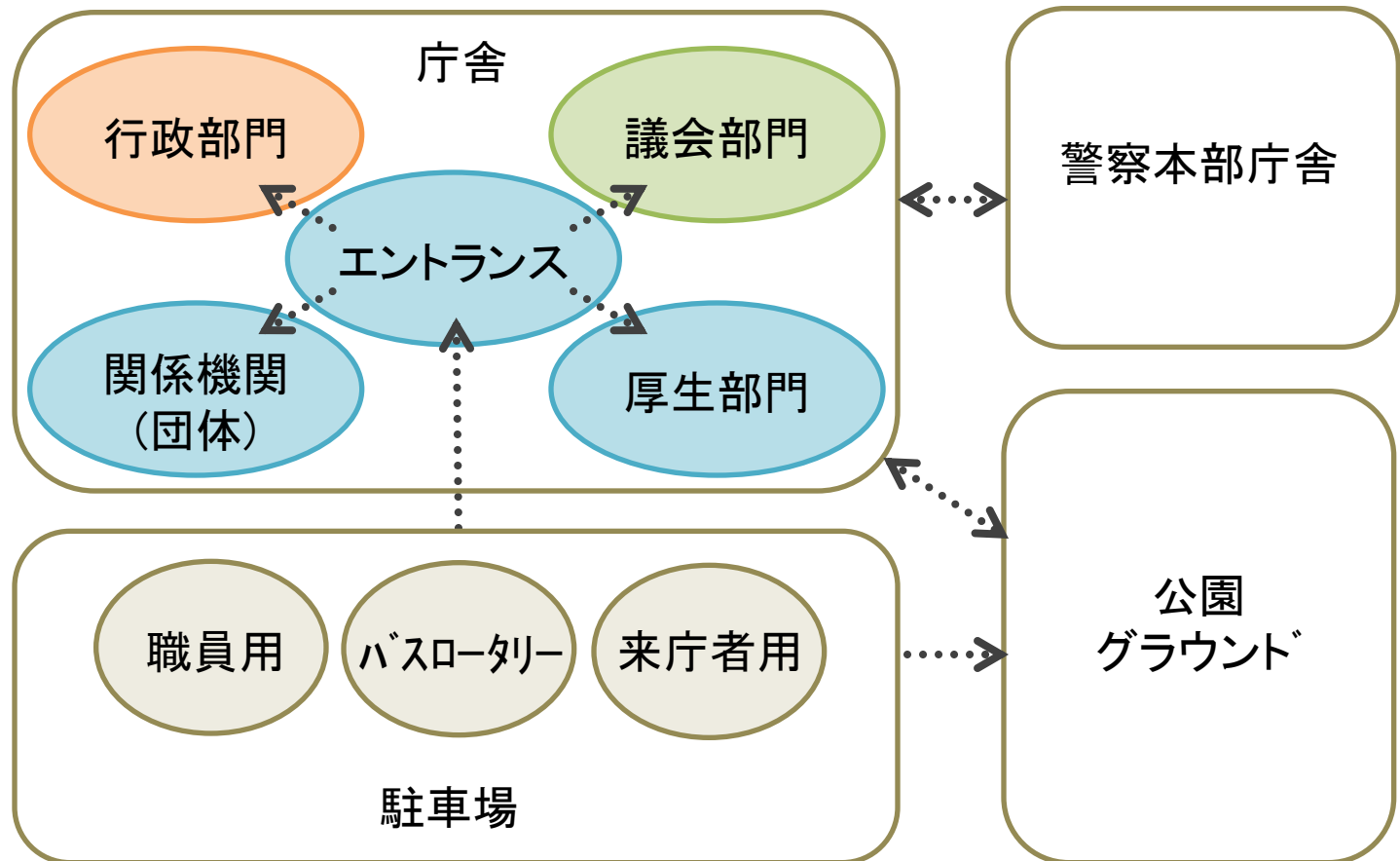
■ 施設の課題を踏まえた対応方針(案)

- ・施設毎の役割、スペースの狭隘化、老朽化の状況、機関・団体の事情、県庁舎その他の施設への集約の適否等を踏まえ、再配置を検討
  - 再配置に必要な施設について、県庁舎の再整備と併せて検討
- ・県庁舎再整備に併せて、周辺施設の駐車場についても包括的に検討

# IV 県庁舎再整備における敷地利用・施設配置のあり方

## ■ 敷地利用の検討

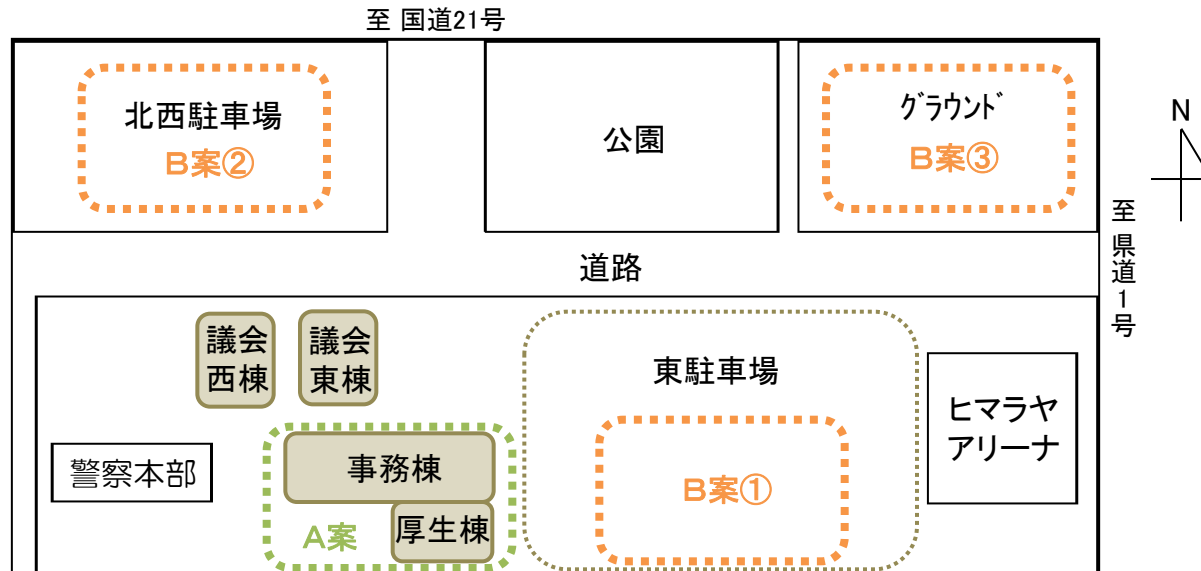
### □ 県庁舎の機能構成





## ■ 施設配置の検討

### □ 庁舎の配置検討案



A案 : 現庁舎の位置に配置

B案 : 現敷地のオープンスペースに配置

(①東駐車場 ②北西駐車場 ③グラウンド)

## □ 各配置検討案の利点

### A案

現庁舎の位置に配置

- ・ 国道21号からのメインアプローチ上に配置
  - ⇒ 明快な動線
- ・ 警察本部庁舎と直線的に並ぶ
  - ⇒ まとまりのある良好な景観を形成
  - ⇒ 警察との連携に優れる

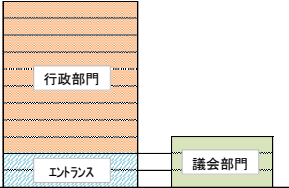
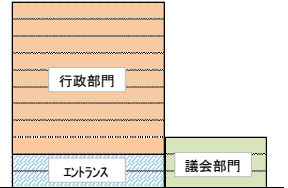
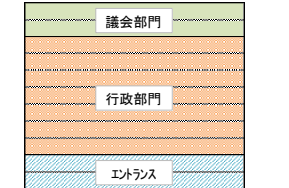
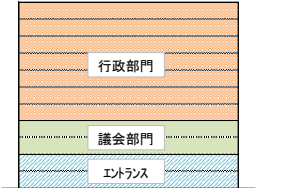
### B案

現敷地のオープン  
スペースに配置

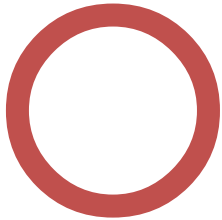
- ・ 工事中の騒音による影響が小さい
- ・ A案と比べ工期が短い
- ・ 現庁舎の仮移転が不要
  - ⇒ 行政サービス・執務への影響を最小限に抑制

## ■ 行政部門と議会部門の合築の検討

### □ 建設形体毎のメリット・デメリット比較

建設分類	独立型	近接型	合築型	
	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
建設イメージ				
議会部門の位置	行政部門と別々に配置	行政部門に近接させて配置	行政部門の上部に配置	行政部門の下部に配置
議会部門の独立性	○ 高い	△ 独立型より低く、合築型より高い	× 低い	
動線	行政・議会部門間	× 合築型、近接型より長い	○ 部門間の移動が容易	
	外部と議会部門間	○ ケース3より短い		× 長い
経済性 (コスト)	—	—	—	× 議場(大空間)が低層階に配置される場合、コスト増
敷地内オープン スペースの確保	× 合築型に比べて、敷地内のオープンスペースが狭くなる		○ 敷地のオープンスペースを広く確保できる	
最近の他県庁舎建替実績 (竣工年度)	○ 栃木県庁舎(H19) 石川県庁舎(H14) 群馬県庁舎(H11) 茨城県庁舎(H11)		△ 長崎県庁舎(建設中)	—

□ 行政部門と議会部門の合築のメリット・デメリット



- ・両者の動線が短縮できるため、部門間の連絡が容易
- ・庁舎の集約により、敷地内のオープンスペースを広く確保可能



- ・議会部門の独立性が低い
- ・(議会部門を建物上部に配置した場合)、外部からの動線が長い
- ・(議会部門の議場を建物下部に配置した場合)、コスト増

□ 他県の状況

47都道府県庁舎のうち、

- ・行政と議会部門が別の建物内に入居 → 38都道府県
- ・行政と議会部門が同じ建物内に入居 → 9府県

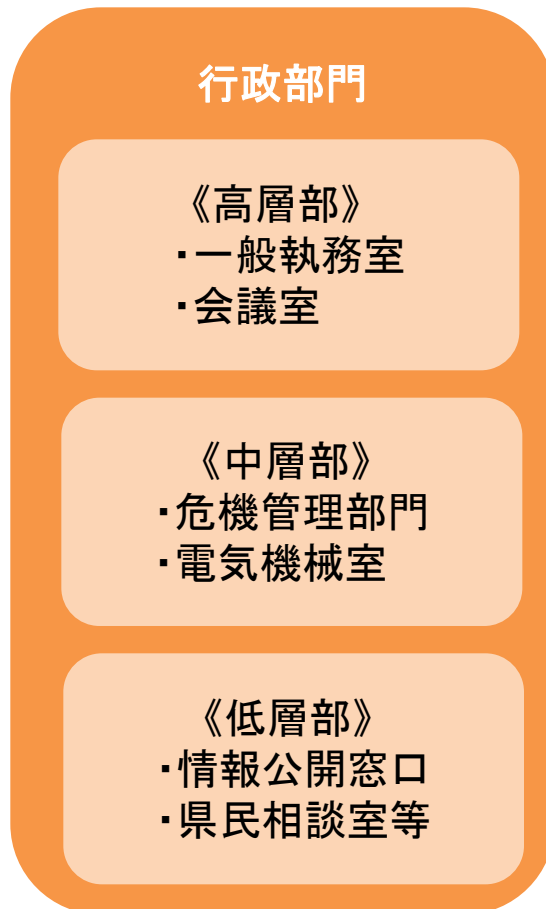
⇒ 行政と議会部門が同じ建物内に入居している9府県のうち、議場を低層階  
に設置しているケースなし

## □ 行政と議会部門が同じ建物内に入居している9府県の状況一覧

県名	議会入居棟	議場	議場以外
福島県	本庁舎(地上5階建)	本庁舎4・5F	本庁舎1～3F
神奈川県	新庁舎(地上12階、地下1階建)	新庁舎6～8F	新庁舎5～9F
静岡県	本館(地上5階建)	本館3・4F	本館3・4F
滋賀県	本館(地上4階建)	本館3・4F	本館2F
大阪府	本館(地上6階建)	本館2・3F(最上階)	本館2F
兵庫県	議場棟 第3号館(地上13階建)	議場棟	第3号館1～7F
和歌山県	本館(地上4階建) 北別館(地上6階建)	本館3・4F	北別館2～4F
長崎県	本館(地上6階建)	本館4・5F	本館4F
大分県	本館(地上9階建) 新館(地上15階、地下2階建)	本館2・3F(最上階)	新館1～3F 本館2F(委員会室)

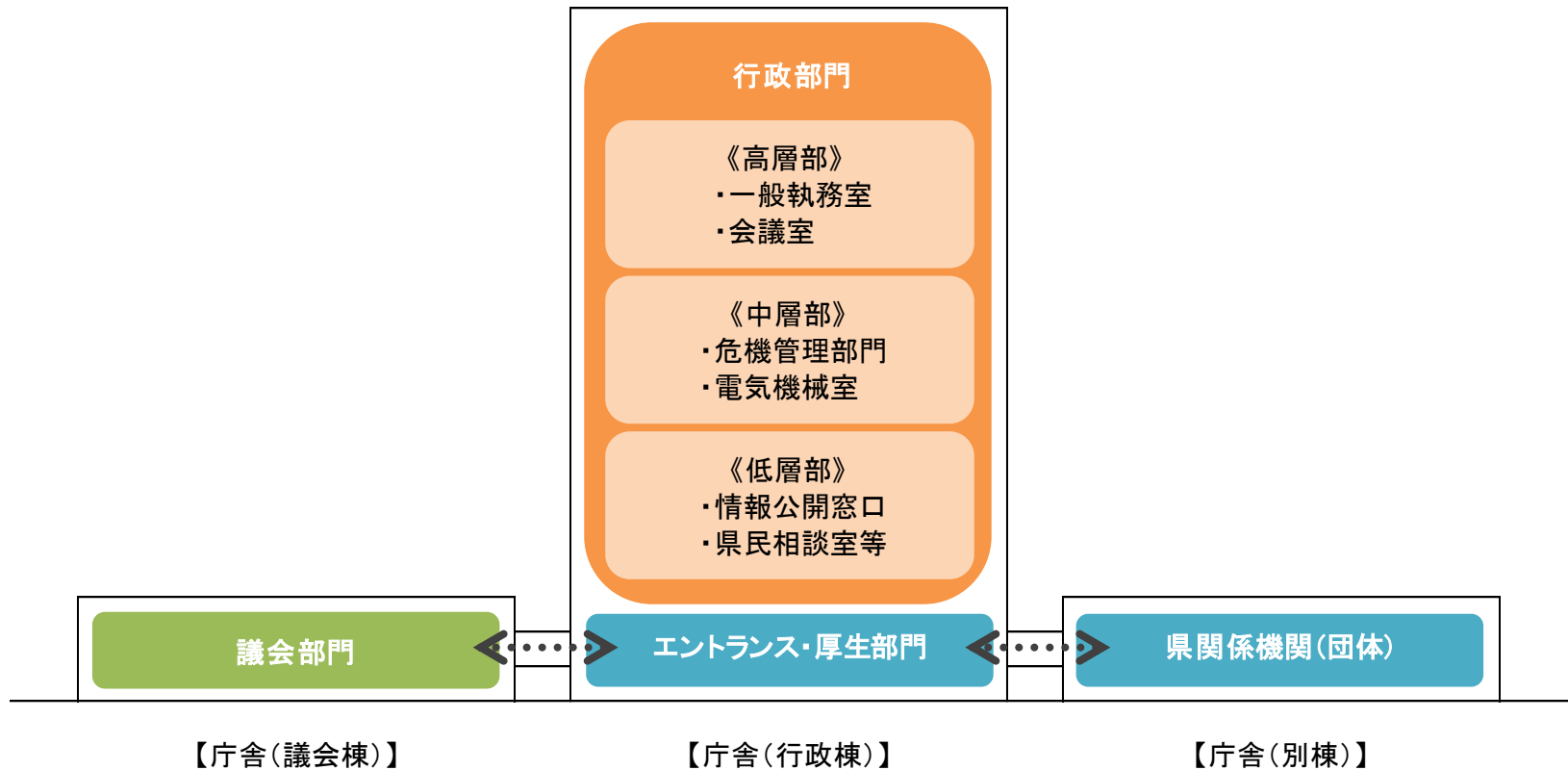
## ■ 空間構成の検討

### □ 行政部門の空間構成



- ① 高い機密性の求められる執務室は高層部に配置
- ② EV停止を想定して、危機管理部門は中層部に配置
- ③ 洪水の浸水被害を考慮して、電気・機械室は中層部に配置
- ④ 低層部には、来庁者の利用の多い情報公開窓口等を配置

□ 庁舎の空間構成1（行政部門と議会部門を別々に配置）



⇒ **明確な機能の分離により、各部門の独立性を確保**



□ 庁舎の空間構成2(行政部門と議会部門を合築)



【庁舎】

⇒ 各部門を統合することで、敷地を有効活用